

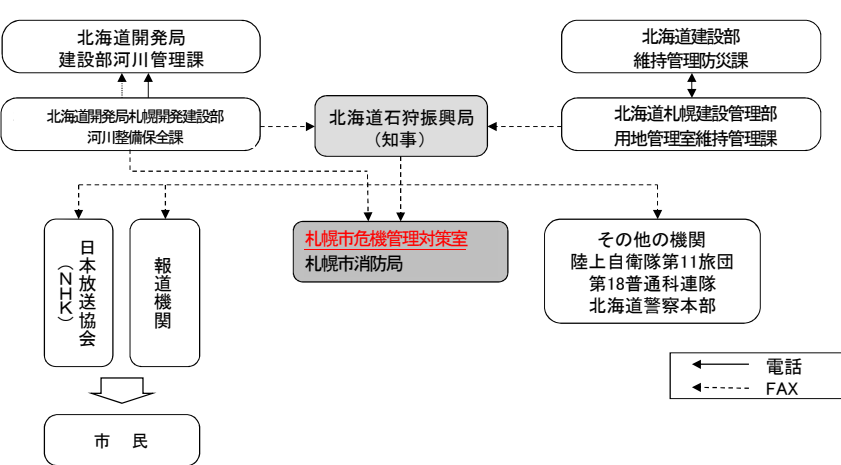
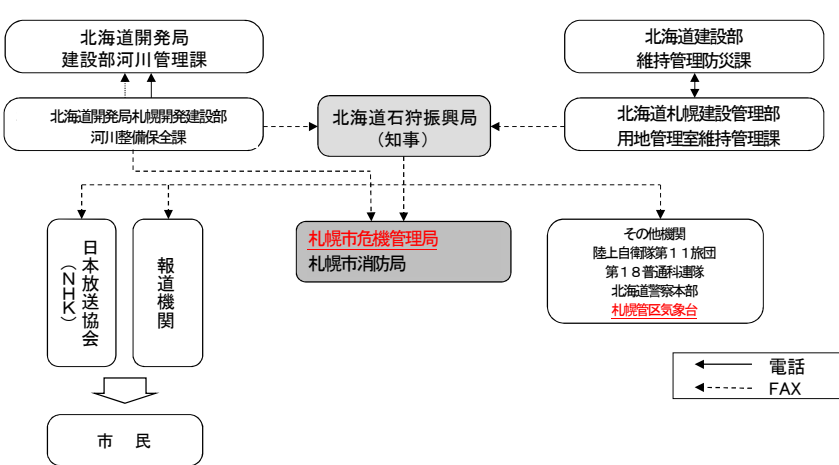
現 行	修正案	備考																																		
第1章 総 則 第1節 用語の定義 表1ー2 用語の定義 (2) <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時に発表される情報。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>大雨によって、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報</td></tr><tr><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う警報</td></tr><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている旨を警告して行う警報</td></tr></table> 第6節 水防の責務 表1ー4 札幌市（各部局）の主な責務 <table><tr><th>部局名</th><th>代表的な責務</th></tr><tr><td>危機管理対策室</td><td>1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること</td></tr></table>	用 語	定 義	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時に発表される情報。	洪水注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報	洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う警報	大雨特別警報	大雨警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている旨を警告して行う警報	部局名	代表的な責務	危機管理対策室	1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること	第1章 総 則 第1節 用語の定義 表1ー2 用語の定義 (2) <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時、あるいは急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される情報。</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報</td></tr><tr><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報</td></tr><tr><td>洪水警報</td><td>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報</td></tr><tr><td>大雨特別警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表される予報</td></tr></table> 第6節 水防の責務 表1ー4 札幌市（各部局）の主な責務 <table><tr><th>部局名</th><th>代表的な責務</th></tr><tr><td>危機管理局</td><td>1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること</td></tr><tr><td>デジタル戦略推進局</td><td>1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項</td></tr></table>	用 語	定 義	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時、あるいは急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される情報。	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表される予報	部局名	代表的な責務	危機管理局	1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること	デジタル戦略推進局	1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項	P4 発表基準変更に伴う修正 字句修正 P11 機構再編に伴う追加及び名称変更
用 語	定 義																																			
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時に発表される情報。																																			
洪水注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報																																			
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される警報																																			
洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う警報																																			
大雨特別警報	大雨警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている旨を警告して行う警報																																			
部局名	代表的な責務																																			
危機管理対策室	1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること																																			
用 語	定 義																																			
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した時、あるいは急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表される情報。																																			
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報																																			
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報																																			
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される予報																																			
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したときに発表される予報																																			
部局名	代表的な責務																																			
危機管理局	1 気象情報・防災情報・災害情報・河川水位情報の収集及び報告・伝達に関すること 2 避難情報の庁内関係部局・関係機関への伝達に関すること 3 各局・各区との災害対策に係る連絡調整に関すること 4 防災関係機関との連絡調整に関すること 5 地域防災計画に規定した地下街等地下施設への避難情報の伝達に関すること																																			
デジタル戦略推進局	1 情報システム及び通信ネットワークの保全に関する事項																																			

現 行		修正案		備考						
表 1ー5 水防関係機関の責務		表 1ー5 水防関係機関の責務		P12 字句整理						
<table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>北海道開発局 札幌開発建設部</td><td>(略) 3. <u>石狩川(旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで)の洪水予報(札幌管区气象台と共同)及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令</u> (略)</td></tr></table>	機 関 名	役 割	北海道開発局 札幌開発建設部		(略) 3. <u>石狩川(旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで)の洪水予報(札幌管区气象台と共同)及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令</u> (略)	<table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>北海道開発局 札幌開発建設部</td><td>(略) 3. <u>直轄洪水予報河川の洪水予報(札幌管区气象台と共同)及び水防警報、直轄水位周知河川の水位周知及び水防警報の発令</u> (略)</td></tr></table>		機 関 名	役 割	北海道開発局 札幌開発建設部
機 関 名	役 割									
北海道開発局 札幌開発建設部	(略) 3. <u>石狩川(旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで)の洪水予報(札幌管区气象台と共同)及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令</u> (略)									
機 関 名	役 割									
北海道開発局 札幌開発建設部	(略) 3. <u>直轄洪水予報河川の洪水予報(札幌管区气象台と共同)及び水防警報、直轄水位周知河川の水位周知及び水防警報の発令</u> (略)									
表 1ー6 市民、各施設管理者、水防協力団体及び自主防災組織等の役割		表 1ー6 市民、各施設管理者、水防協力団体及び自主防災組織等の役割		P13 避難情報変更に伴う 修正						
<table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>市 民</td><td>(略) ・札幌市及び水防関係機関が行う<u>避難勧告・指示等</u>に従うこと (略)</td></tr></table>	機 関 名	役 割	市 民		(略) ・札幌市及び水防関係機関が行う <u>避難勧告・指示等</u> に従うこと (略)	<table><tr><th>機 関 名</th><th>役 割</th></tr><tr><td>市 民</td><td>(略) ・札幌市及び水防関係機関が行う<u>避難指示等</u>に従うこと (略)</td></tr></table>		機 関 名	役 割	市 民
機 関 名	役 割									
市 民	(略) ・札幌市及び水防関係機関が行う <u>避難勧告・指示等</u> に従うこと (略)									
機 関 名	役 割									
市 民	(略) ・札幌市及び水防関係機関が行う <u>避難指示等</u> に従うこと (略)									
第7節 札幌市の地域特性		第7節 札幌市の地域特性		P15 字句修正						
第3 札幌市の水害特性		第3 札幌市の水害特性								
(略) この水害事象は、 <u>記録的な降雨や集中豪雨</u> に加え、市街地の都市化に伴い保水する田畑の減少やスノーダクトの普及等により、雨水が短い時間に大量に中小河川や下水道に流れ込み、排水しきれなくなったことが原因であると考えられている。		(略) この水害事象は、 <u>短時間強雨</u> に加え、市街地の都市化に伴い保水する田畑の減少やスノーダクトの普及等により、雨水が短い時間に大量に中小河川や下水道に流れ込み、排水しきれなくなったことが原因であると考えられている。								

現 行	修正案	備考												
第 3 章 通信連絡 第 2 節 水防に係る予警報について 表 3-1 水防に係る予警報等の実施者及び基準等 <table><tr><th>種類</th><th>実施者</th><th>基準等</th></tr><tr><td>洪水予報 (注意報・洪水警報)</td><td>・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する</td><td>(略) 「氾濫危険情報（洪水警報）の基準」 ・氾濫危険水位に到達したとき (略)</td></tr></table> 第 3 節 気象注意報及び警報等の伝達体制 第 1 気象注意報・警報等 札幌管区气象台が発表する気象注意報・警報・特別警報は、北海道石狩振興局を通じ札幌市危機管理対策室に伝達される。連絡を受けた札幌市危機管理対策室は、気象警報・気象特別警報について FAX により札幌市の各部局へ連絡する。 (略)	種類	実施者	基準等	洪水予報 (注意報・洪水警報)	・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する	(略) 「 氾濫危険情報（洪水警報）の基準 」 ・氾濫危険水位に到達したとき (略)	第 3 章 通信連絡 第 2 節 水防に係る予警報について 表 3-1 水防に係る予警報等の実施者及び基準等 <table><tr><th>種類</th><th>実施者</th><th>基準等</th></tr><tr><td>洪水予報 (注意報・洪水警報)</td><td>・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する</td><td>(略) 「氾濫危険情報（洪水警報）の基準」 ・氾濫危険水位に到達したとき、<u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> (略)</td></tr></table> 第 3 節 気象注意報及び警報等の伝達体制 第 1 気象注意報・警報等 札幌管区气象台が発表する気象注意報・警報・特別警報は、北海道石狩振興局を通じ札幌市危機管理局に伝達される。連絡を受けた札幌市危機管理局は、気象警報・気象特別警報について FAX により札幌市の各部局へ連絡する。 (略)	種類	実施者	基準等	洪水予報 (注意報・洪水警報)	・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する	(略) 「 氾濫危険情報（洪水警報）の基準 」 ・氾濫危険水位に到達したとき、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> (略)	P20 発表基準変更に伴う修正 P21 機構再編に伴う追加及び名称変更及び情報伝達先の修正
種類	実施者	基準等												
洪水予報 (注意報・洪水警報)	・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する	(略) 「 氾濫危険情報（洪水警報）の基準 」 ・氾濫危険水位に到達したとき (略)												
種類	実施者	基準等												
洪水予報 (注意報・洪水警報)	・札幌管区气象台 ・北海道開発局札幌開発建設部 ・北海道札幌建設管理部 ＊共同で発表する	(略) 「 氾濫危険情報（洪水警報）の基準 」 ・氾濫危険水位に到達したとき、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u> (略)												

現 行	修正案	備考																				
第2 指定河川の洪水予報等 1) 洪水予報河川 <table><tr><th>種 類</th><th>基 準</th></tr><tr><td>〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき</td></tr><tr><td>〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき</td></tr><tr><td>〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき</td></tr><tr><td>〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)</td><td>指定河川で氾濫が発生したとき</td></tr></table> 北海道開発局 建設部河川管理課 北海道建設部 維持管理防災課 北海道開発局札幌開発建設部 河川整備保全課 札幌管区気象台 北海道札幌建設管理部 用地管理室維持管理課 日本放送協会 (NHK) 報道機関 その他の機関 振興局(知事) 北海道庁 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 札幌市危機管理対策室 札幌市消防局 北海道警察本部 市民 電話 FAX 専用回線 多重無線	種 類	基 準	〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき	〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき	〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき	〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	指定河川で氾濫が発生したとき	第2 指定河川の洪水予報等 1) 洪水予報河川 <table><tr><th>種 類</th><th>基 準</th></tr><tr><td>〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき</td></tr><tr><td>〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)</td><td>指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき、<u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u></td></tr><tr><td>〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)</td><td>指定河川で氾濫が発生したとき</td></tr></table> 北海道開発局 建設部河川管理課 北海道建設部 維持管理防災課 北海道開発局札幌開発建設部 河川整備保全課 札幌管区気象台 (気象庁) 北海道札幌建設管理部 用地管理室維持管理課 日本放送協会 (NHK) 報道機関 その他の機関 振興局(知事) 北海道庁 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 札幌市危機管理対策室 札幌市消防局 北海道警察本部 市民 電話 FAX 専用回線 多重無線	種 類	基 準	〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき	〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき	〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>	〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	指定河川で氾濫が発生したとき	P23 発表基準変更に伴う 修正 機構再編に伴う名称 変更、専用回線廃止に 伴う修正及び情報伝 達先の修正
種 類	基 準																					
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき																					
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき																					
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき																					
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	指定河川で氾濫が発生したとき																					
種 類	基 準																					
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに上昇するとき																					
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれるとき																					
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	指定河川の基準地点水位が、氾濫危険水位に到達したとき、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を越え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</u>																					
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	指定河川で氾濫が発生したとき																					

図3-5 指定河川洪水予報の伝達経路

現 行		修正案		備考																															
2) 水位周知河川		2) 水位周知河川		P24 基準水位見直しに伴う修正 機構再編に伴う名称変更及び伝達先機関の追加																															
表 3-4 水位周知河川と基準地点水位		表 3-4 水位周知河川と基準地点水位																																	
<table><tr><th>管理者</th><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">厚別川</td><td>厚 別</td><td>3.80m</td><td>6.50m</td><td>6.90m</td></tr><tr><td>川下橋</td><td>10.41m</td><td>11.10m</td><td>11.70m</td></tr></table>		管理者	河川名		基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	国	厚別川	厚 別	3.80m	6.50m	6.90m	川下橋	10.41m	11.10m	11.70m	<table><tr><th>管理者</th><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>氾濫注意水位</th><th>避難判断水位</th><th>氾濫危険水位</th></tr><tr><td rowspan="2">国</td><td rowspan="2">厚別川</td><td>厚 別</td><td>3.80m</td><td>6.50m</td><td>6.90m</td></tr><tr><td>川下橋</td><td>10.48m</td><td>10.88m</td><td>11.51m</td></tr></table>		管理者	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	国	厚別川	厚 別	3.80m	6.50m	6.90m	川下橋	10.48m	10.88m
管理者	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																														
国	厚別川	厚 別	3.80m	6.50m	6.90m																														
		川下橋	10.41m	11.10m	11.70m																														
管理者	河川名	基準地点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位																														
国	厚別川	厚 別	3.80m	6.50m	6.90m																														
		川下橋	10.48m	10.88m	11.51m																														
				P25 基準水位見直しに伴う修正																															
図 3-6 水位周知河川の伝達経路		図 3-6 水位周知河川の伝達経路																																	
第 3 指定河川の水防警報		第 3 指定河川の水防警報																																	
表 3-5 水防警報指定河川と水防団待機・氾濫注意水位（北海道開発局札幌開発建設部）		表 3-5 水防警報指定河川と水防団待機・氾濫注意水位（北海道開発局札幌開発建設部）																																	
<table><tr><th>河 川 名</th><th>観測所名</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th></tr><tr><td rowspan="2">厚別川</td><td>厚 別</td><td>2.90m</td><td>3.80m</td></tr><tr><td>川下橋</td><td>9.79m</td><td>10.41m</td></tr></table>		河 川 名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	厚別川	厚 別	2.90m	3.80m	川下橋	9.79m	10.41m	<table><tr><th>河 川 名</th><th>観測所名</th><th>水防団待機水位</th><th>氾濫注意水位</th></tr><tr><td rowspan="2">厚別川</td><td>厚 別</td><td>2.90m</td><td>3.80m</td></tr><tr><td>川下橋</td><td>9.62m</td><td>10.48m</td></tr></table>		河 川 名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	厚別川	厚 別	2.90m	3.80m	川下橋	9.62m	10.48m										
河 川 名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位																																
厚別川	厚 別	2.90m	3.80m																																
	川下橋	9.79m	10.41m																																
河 川 名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位																																
厚別川	厚 別	2.90m	3.80m																																
	川下橋	9.62m	10.48m																																

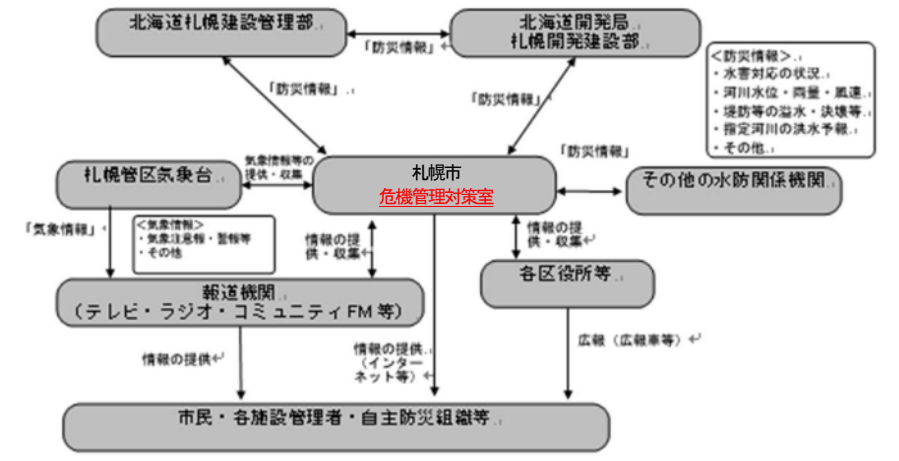
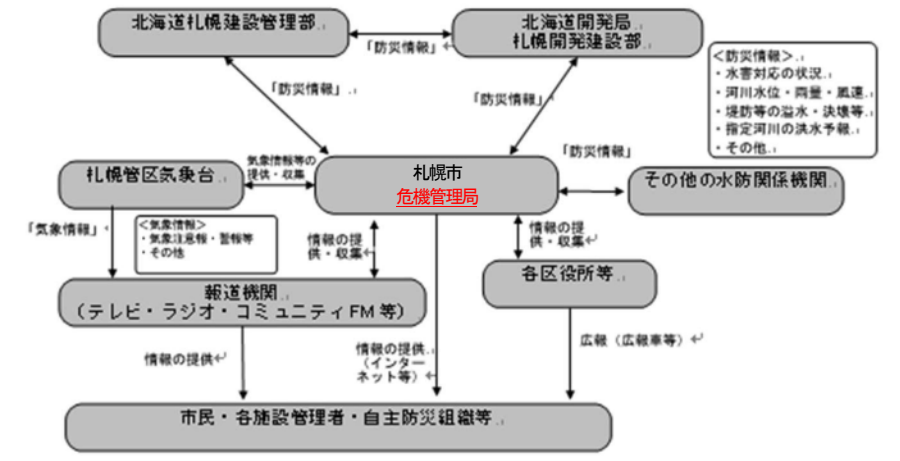
現 行	修正案	備考
第3 指定河川の水防警報 北海道開発局建設部河川管理課 北海道開発局札幌開発建設部 各出先機関 (河川・ダム事務所等) 札幌管区気象台 北海道石狩振興局 (知事) 北海道 総務部危機対策課 北海道 札幌建設管理部 北海道警察本部 札幌市危機管理対策室 札幌市消防局 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 その他の 水防関係機関 電話・FAX 多重無線 図3-8 北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報の伝達経路 北海道札幌建設管理部 各出張所(事業所) 北海道開発局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 北海道石狩振興局 (知事) 北海道 総務部危機対策課 北海道警察本部 札幌市危機管理対策室 札幌市消防局 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 その他の 水防関係機関 電話・FAX	第3 指定河川の水防警報 北海道開発局建設部河川管理課 北海道開発局札幌開発建設部 各出先機関 (河川・ダム事務所等) 札幌管区気象台 北海道石狩振興局 (知事) 北海道 総務部危機対策課 北海道 札幌建設管理部 北海道警察本部 札幌市危機管理室 札幌市消防局 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 その他の 水防関係機関 電話・FAX 多重無線 図3-8 北海道開発局札幌開発建設部が発表する水防警報の伝達経路 北海道札幌建設管理部 各出張所(事業所) 北海道開発局 札幌開発建設部 札幌管区気象台 北海道石狩振興局 (知事) 北海道 総務部危機対策課 北海道警察本部 札幌市危機管理室 札幌市消防局 陸上自衛隊第11旅団 第18普通科連隊 その他の 水防関係機関 電話・FAX 図3-9 北海道札幌建設管理部が発表する水防警報の伝達経路	P26 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
第4節 河川水位等の観測及び連絡 第1 河川水位等の観測及び連絡 札幌市は、39 か所に水位計を設置し河川水位の常時自動観測（河川情報システム）を実施している。水位の観測結果は、北海道札幌建設管理部が管理する河川の観測結果と合わせて気象・河川総合情報システム（そらみる）により、各区土木センター、建設局土木部、雪対策室、下水道河川局事業推進部及び危機管理対策室に設置されている端末へと配信されている。 （略）	第4節 河川水位等の観測及び連絡 第1 河川水位等の観測及び連絡 札幌市は、39 か所に水位計を設置し河川水位の常時自動観測（河川情報システム）を実施している。水位の観測結果は、北海道札幌建設管理部が管理する河川の観測結果と合わせて気象・河川総合情報システム（そらみる）により、各区土木センター、建設局土木部、雪対策室、下水道河川局事業推進部及び危機管理局に設置されている端末へと配信されている。 （略）	P27 機構再編に伴う名称 変更

図 3－10 河川水位等の観測及び連絡

図 3－10 河川水位等の観測及び連絡

現 行	修正案	備考
第6節 水防活動の連絡について 第1 札幌市関係部局の連絡系統とその内容 1) 水防活動にあたる札幌市関係部局の連絡系統 建設局総務部総務課、土木部道路維持課・雪対策室事業課、下水道河川局経営管理部経営企画課、事業推進部河川管理課・施設管理課、交通局高速電車部業務課・指令所及び消防局警防部消防救助課は、水害の発生及び発生のおそれがあり警戒活動を行ったときは、<u>危機管理対策室</u>及び区市民部総務企画課にFAX等で状況を報告する。 <u>危機管理対策室</u>は、警戒活動情報、被害状況等についてとりまとめ、必要に応じて各部局に情報をFAX等により伝達する。	第6節 水防活動の連絡について 第1 札幌市関係部局の連絡系統とその内容 1) 水防活動にあたる札幌市関係部局の連絡系統 建設局総務部総務課、土木部道路維持課・雪対策室事業課、下水道河川局経営管理部経営企画課、事業推進部河川管理課・施設管理課、交通局高速電車部業務課・指令所及び消防局警防部消防救助課は、水害の発生及び発生のおそれがあり警戒活動を行ったときは、<u>危機管理局</u>及び区市民部総務企画課にFAX等で状況を報告する。 <u>危機管理局</u>は、警戒活動情報、被害状況等についてとりまとめ、必要に応じて各部局に情報をFAX等により伝達する。	P30 機構再編に伴う名称 変更

現 行	修正案	備考
第2 市民等に対する情報の提供等 水害情報の総括の役割を担う<u>危機管理対策室</u>は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関や各区役所、電話・FAX・<u>インターネット（ホームページ）</u>等を通じて市民、各施設管理者及び自主防災組織へ広報し、自主的な水防活動及び避難活動等を促す。 (略)  図3-15 市民等に対する情報提供のイメージ	第2 市民等に対する情報の提供等 水害情報の総括の役割を担う<u>危機管理局</u>は、北海道開発局札幌開発建設部、北海道札幌建設管理部及び札幌市各部局等より入手した防災情報について、報道機関や各区役所、電話・FAX・<u>ホームページ・SNS (Twitter・LINE)</u>等を通じて市民、各施設管理者及び自主防災組織へ広報し、自主的な水防活動及び避難活動等を促す。 (略)  図3-15 市民等に対する情報提供のイメージ	P32 機構再編に伴う名称 変更、広報手段の修正

現 行	修正案	備考																																								
第 4 章 水防活動 第 1 節 水防活動体制 「緊急災害対策実施本部体制時」 ④ 高齢者等避難の基準に達した場合、又は達すると見込まれた場合は、緊急災害対策実施本部体制により水防活動にあたる。 ⑤ 本部長（<u>危機管理対策室長</u>）は、各部局の水防活動を統括し、災害対策本部の非常配備体制（第一、第二、第三非常配備）を市長に上申する。 「災害対策本部体制時」 ⑥ 本部長（市長）は、本部事務局（<u>危機管理対策室長</u>）からの情報を基に、災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。 表 4－1 札幌市の水防活動体制表 <table><tr><th>配備体制の区分</th><th>配備基準</th><th>配備職員</th><th>活動内容</th></tr><tr><td rowspan="5">警戒配備</td><td>①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合</td><td><u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局</td><td>①災害情報の収集及び伝達</td></tr><tr><td>②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、</td><td>子ども未来局 建設局 下水道河川局</td><td>②防災関係機関との連絡調整</td></tr><tr><td>低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき</td><td>都市局 交通局 消防局 区</td><td>③災害危険地への警戒巡視</td></tr><tr><td>④災害応急対策</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤緊急災害対策実施本部移行準備</td><td></td><td></td></tr></table>	配備体制の区分	配備基準	配備職員	活動内容	警戒配備	①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局	①災害情報の収集及び伝達	②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、	子ども未来局 建設局 下水道河川局	②防災関係機関との連絡調整	低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき	都市局 交通局 消防局 区	③災害危険地への警戒巡視	④災害応急対策			⑤緊急災害対策実施本部移行準備			第 4 章 水防活動 第 1 節 水防活動体制 「緊急災害対策実施本部体制時」 ④ 高齢者等避難の基準に達した場合、又は達すると見込まれた場合は、緊急災害対策実施本部体制により水防活動にあたる。 ⑤ 本部長（<u>危機管理監</u>）は、各部局の水防活動を統括し、災害対策本部の非常配備体制（第一、第二、第三非常配備）を市長に上申する。 「災害対策本部体制時」 ⑥ 本部長（市長）は、本部事務局（<u>危機管理監</u>）からの情報を基に、災害対策本部を設置し、非常配備体制をとる。 表 4－1 札幌市の水防活動体制表 <table><tr><th>配備体制の区分</th><th>配備基準</th><th>配備職員</th><th>活動内容</th></tr><tr><td rowspan="5">警戒配備</td><td>①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合</td><td><u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u></td><td>①災害情報の収集及び伝達</td></tr><tr><td>②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、</td><td>保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局</td><td>②防災関係機関との連絡調整</td></tr><tr><td>低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき</td><td>都市局 交通局 消防局 区</td><td>③災害危険地への警戒巡視</td></tr><tr><td>④災害応急対策</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤緊急災害対策実施本部移行準備</td><td></td><td></td></tr></table>	配備体制の区分	配備基準	配備職員	活動内容	警戒配備	①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合	<u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u>	①災害情報の収集及び伝達	②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、	保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局	②防災関係機関との連絡調整	低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき	都市局 交通局 消防局 区	③災害危険地への警戒巡視	④災害応急対策			⑤緊急災害対策実施本部移行準備			P36 機構再編に伴う名称変更 P37 機構再編に伴う追加及び名称変更
配備体制の区分	配備基準	配備職員	活動内容																																							
警戒配備	①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合	<u>危機管理対策室</u> 総務局 保健福祉局	①災害情報の収集及び伝達																																							
	②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、	子ども未来局 建設局 下水道河川局	②防災関係機関との連絡調整																																							
	低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき	都市局 交通局 消防局 区	③災害危険地への警戒巡視																																							
	④災害応急対策																																									
	⑤緊急災害対策実施本部移行準備																																									
配備体制の区分	配備基準	配備職員	活動内容																																							
警戒配備	①札幌市に大雨若しくは暴風に関する気象警報又は洪水警報が発表された場合	<u>危機管理局</u> 総務局 <u>デジタル戦略推進局</u>	①災害情報の収集及び伝達																																							
	②札幌市に大雨若しくは強風に関する気象注意報又は洪水注意報が発表され、かつ、石狩地方に大雨、洪水、強風、	保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局	②防災関係機関との連絡調整																																							
	低気圧又は台風に関する情報が発表された場合で、相当の大雨、洪水又は強風になると予想されるとき	都市局 交通局 消防局 区	③災害危険地への警戒巡視																																							
	④災害応急対策																																									
	⑤緊急災害対策実施本部移行準備																																									

現 行	修正案	備考
警戒配備体制 危機管理対策室 総務局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 各区役所 危機管理対策室長の役割 危機管理対策室長の役割について 役割1 警戒配備体制の要請 危機管理対策室長は、災害対策の実施上緊急を要すると認めるときは、関係する局長等に対し、警戒配備を行うよう要請することができる 本部規程第 17 条第 2 項 役割2 情報の収集と報告の要請 局長等は、災害情報等を収集したときは、速やかに危機管理対策室長に報告するとともに、災害対策本部設置に備えるものとする。 本部規程第 17 条第 3 項 役割3 緊急災害対策実施本部の統括 各部局の水防活動を総括し、避難準備情報、災害対策本部の非常配備体制を市長に上申する。 役割4 市長に対し災害対策本部の設置を上申 緊急災害対策実施本部 (水害の規模に応じて) 被害の拡大 札幌市災害対策本部 図 4-1 警戒配備体制時・緊急災害実施本部体制時の危機管理対策室長の役割	警戒配備体制 危機管理局 総務局 デジタル戦略推進局 保健福祉局 子ども未来局 建設局 下水道河川局 都市局 交通局 消防局 各区役所 危機管理局の役割 危機管理局の役割について 役割1 警戒配備体制の要請 危機管理局は、災害対策の実施上緊急を要すると認めるときは、関係する局長等に対し、警戒配備を行うよう要請することができる 本部規程第 17 条第 2 項 役割2 情報の収集と報告の要請 局長等は、災害情報等を収集したときは、速やかに危機管理局に報告するとともに、災害対策本部設置に備えるものとする。 本部規程第 17 条第 3 項 役割3 緊急災害対策実施本部の統括 各部局の水防活動を総括し、避難準備情報、災害対策本部の非常配備体制を市長に上申する。 役割4 市長に対し災害対策本部の設置を上申 緊急災害対策実施本部 (水害の規模に応じて) 被害の拡大 札幌市災害対策本部 図 4-1 警戒配備体制時・緊急災害実施本部体制時の危機管理局の役割	P38 機構再編に伴う追加 及び名称変更

現 行						修正案						備考
第2節 主な水防活動の流れ						第2節 主な水防活動の流れ						P39 機構再編に伴う追加 及び名称変更
時系列 の区分	(略)					時系列 の区分	(略)					
水害事 象	(略)					水害事 象	(略)					
気象予 報・警 報・情 報	(略)					気象予 報・警 報・情 報	(略)					
水害対 応の流 れ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
想定さ れる事 態	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
主な対 応部局	・ <u>危機管理対策室</u> ・ 消防局 ・ 建設局 ・ 下水道河川局 ・ 各区	・ <u>危機管理対策室</u> ・ 消防局 ・ 建設局 ・ 下水道河川局 ・ 各区	・ <u>危機管理対策室</u> 、 総務局、保健福 祉局、子ども未 来局、建設局、下 水道河川局、交 通局、消防局、各 区	・ <u>危機管理対策室</u> 、 総務局、保健福 祉局、子ども未 来局、経済観光 局、建設局、下水 道河川局、交通 局、消防局、各区	・ <u>危機管理対策室</u> 、 総務局、保健福 祉局、子ども未 来局、経済観光 局、建設局、下水 道河川局、都市 局、交通局、消防 局、各区 ・ 災害対策本部体 制の際は、各非 常配備の基準に 従う	主な対 応部局	・ <u>危機管理局</u> ・ 消防局 ・ 建設局 ・ 下水道河川局 ・ 各区	・ <u>危機管理局</u> ・ 消防局 ・ 建設局 ・ 下水道河川局 ・ 各区	・ <u>危機管理局</u> 、総務 局、 <u>デジタル戦 略推進局</u> 、保健 福祉局、子ども 未来局、建設局、 下水道河川局、 交通局、消防局、 各区	・ <u>危機管理局</u> 、総務 局、 <u>デジタル戦 略推進局</u> 、保健 福祉局、子ども 未来局、経済観 光局、建設局、下 水道河川局、交 通局、消防局、各 区 ・ 災害対策本部体 制の際は、各非 常配備の基準に 従う		
対応の 内容	(略)	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理 対策室</u> に連絡 し、警戒活動情 報の共有化に努 める。	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理対 策室</u> に連絡する。 ③ <u>危機管理対策室</u> は、各部局の対応 状況をまとめ <u>危機 管理対策室長</u> へ報 告する。 ④ (略)	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理対 策室</u> に連絡する。 ③ (略) ④ <u>危機管理対策室 長</u> は、状況により 必要があると認め るときは、災害対 策本部の設置につ いて市長へ提言す る。	(略)	対応の 内容	(略)	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理 局</u> に連絡し、警 戒活動情報の共 有化に努める。	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理局</u> に連絡する。 ③ <u>危機管理局</u> は、 各部局の対応状況 をまとめ <u>危機管理 監</u> へ報告する。 ④ (略)	① (略) ②対応内容につ いては、 <u>危機管理局</u> に連絡する。 ③ (略) ④ <u>危機管理監</u> は、 状況により必要が あると認めるとき は、災害対策本部 の設置について市 長へ提言する。		

現 行 第4節 避難情報 市長、警察官及び自衛官等は、水害の状況により危険が迫っていると認められるときは、地下施設利用者及び市民等の安全を確保し、又は水防活動を実施するため、<u>避難勧告または指示</u>を発令する。 第8節 水門・樋門等の操作について (略) また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに<u>危機管理対策室</u>へ連絡する。 <pre>graph TD; A([河川水位が上昇]) --> B([水門・樋門を操作 (閉 門)]); B -- 連絡 --> C([下水道河川局経営管理部 経営企画課]); B --> D([市街地等の排水不能]); C -- 報 告 --> E[危機管理対策室]; E --> F([早めの水防活動 (排水作業、避難活動等)]); F -- 被害を最小限に止める --> D; D --> G([道路の浸水、 市街地の浸水]);</pre> 図4-4 水門・樋門の操作について <th data-bbox="999 90 1921 1353"> 修正案 第4節 避難情報 市長、警察官及び自衛官等は、水害の状況により危険が迫っていると認められるときは、地下施設利用者及び市民等の安全を確保し、又は水防活動を実施するため、<u>避難指示等</u>を発令する。 第8節 水門・樋門等の操作について (略) また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに<u>危機管理局</u>へ連絡する。 <pre>graph TD; A([河川水位が上昇]) --> B([水門・樋門を操作 (閉 門)]); B -- 連絡 --> C([下水道河川局経営管理部 経営企画課]); B --> D([市街地等の排水不能]); C -- 報 告 --> E[危機管理局]; E --> F([早めの水防活動 (排水作業、避難活動等)]); F -- 被害を最小限に止める --> D; D --> G([道路の浸水、 市街地の浸水]);</pre> 図4-4 水門・樋門の操作について <th data-bbox="1921 90 2163 1353"> 備考 P43 字句修正 P47 機構再編に伴う追加 及び名称変更 </th></th>	修正案 第4節 避難情報 市長、警察官及び自衛官等は、水害の状況により危険が迫っていると認められるときは、地下施設利用者及び市民等の安全を確保し、又は水防活動を実施するため、<u>避難指示等</u>を発令する。 第8節 水門・樋門等の操作について (略) また、水門・樋門等を閉じる操作を行ったときは、道路や市街地等の排水ができなくなることによる内水氾濫の発生が予想されるため、操作状況について速やかに<u>危機管理局</u>へ連絡する。 <pre>graph TD; A([河川水位が上昇]) --> B([水門・樋門を操作 (閉 門)]); B -- 連絡 --> C([下水道河川局経営管理部 経営企画課]); B --> D([市街地等の排水不能]); C -- 報 告 --> E[危機管理局]; E --> F([早めの水防活動 (排水作業、避難活動等)]); F -- 被害を最小限に止める --> D; D --> G([道路の浸水、 市街地の浸水]);</pre> 図4-4 水門・樋門の操作について <th data-bbox="1921 90 2163 1353"> 備考 P43 字句修正 P47 機構再編に伴う追加 及び名称変更 </th>	備考 P43 字句修正 P47 機構再編に伴う追加 及び名称変更
--	--	---